

2020年5月22日
公益社団法人日本青年会議所
専務理事 岡部 栄一

新型コロナウイルス感染の拡大防止のための方策について（8）

5月31日まで期間延長されました新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急事態宣言について、新たに京都府、大阪府、兵庫県が解除されました。

当会におきましては、緊急事態宣言が解除されていない5都道県を除く42府県において感染拡大防止に留意し、行政への確認を行いながら、段階的に諸会議や事業を再開いたします。緊急事態宣言が解除されていない5都道県においては引き続き、感染拡大防止の観点から5月31日まで諸会議や事業の中止、延期、またICTを活用（WEB会議や動画配信等）し、各都道県からの要請に従い行動いたします。

緊急事態宣言が解除されていない5都道県においては、不要不急の外出は避けてまいります。解除された42府県においても、都道府県を超えた不要不急の移動を避けるとともに、引き続き感染防止を意識した行動をとってまいります。

なお、これらの方策は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向を注視しながら適宜見直しまいりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

敬具

記

■参考

緊急事態宣言が解除されていない5都道県
北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県

以上